

# 労働安全衛生

～快適な職場作り～

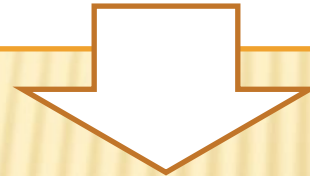


北信ブロック 返町 直也



# 全消協活動方針

☆消防業務は、深夜勤務を伴う交代制勤務や長時間拘束などの過重労働であり、常に相手の状況に合わせて働くケア労働です。  
この労働条件下で質の高い公共サービスを提供するには・・・



**職場の安全衛生体制の確立**

**労働衛生活動の強化**



**労働安全衛生法**を活用し・・・

**安全で快適な、消防職場に  
適した職場環境を整備する  
ことが必要！**

# 労働安全衛生法とは・・・第1条（目的）



**労働基準法**と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の**安全と健康**を確保するとともに、快適な職場環境も形成と促進を目的とする法律

1972年（昭和47年6月）制定

# 労働基準法とは・・・



## 第1条（労働条件の原則）

- 1 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
- 2 この法律で定める労働条件の基準は**最低**のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとよりその向上を図るよう努めなければならない。

# 労働安全衛生法とは・・・



しかし、この法律で定められている  
**最低基準**すら守られていない消防職場が  
いまだ多数あります。

当局に守らせていかなければならないこ  
とは当然であり、より進んだ職場環境を  
目指し、職員が積極的に参画できる体制  
づくりをすべきです。

# 労働衛生の目的

- ・あらゆる職業に従事する人々の肉体的・精神的および社会的福祉を最高度に増進し、かつこれを維持させること。
- ・作業条件に基づく疾病を防止すること。
- ・健康に不利な諸条件から雇用労働者を保護すること。
- ・作業者の生理的・心理的特性に適応する作業環境にその作業者を配置すること。



※罰則規定あり

最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金  
最低50万円以下の罰金

# 衛生管理者



〈選任すべき事業場・・・施行令4条〉

常時のす、**50人**以上の労働者を使用している事業場

てであって、業種には関係ない。

## 産 業 医

〈選任すべき事業場・・・施行令5条〉

業種に関係なく、常時使用している労働者数が50人以上の事業場。50人未満の場合には、医師や地域産業保健センターの名簿に記載されている保健婦又は保健士に健康管理の全部又は一部を行わせるよう努める。  
(安衛法13条の2・安衛則15条の2)

### 安全衛生法改正 H27.12

ストレスチェックの創設（ストレスチェック及び面接指導の義務付け等）  
従業員50人以上の事業場（50人未満の事業所は努力義務）





# 衛生委員会

〈選任すべき事業場・・・施行令9条〉

常時50人以上の労働者を使用している全  
事業所に設ける必要がある。

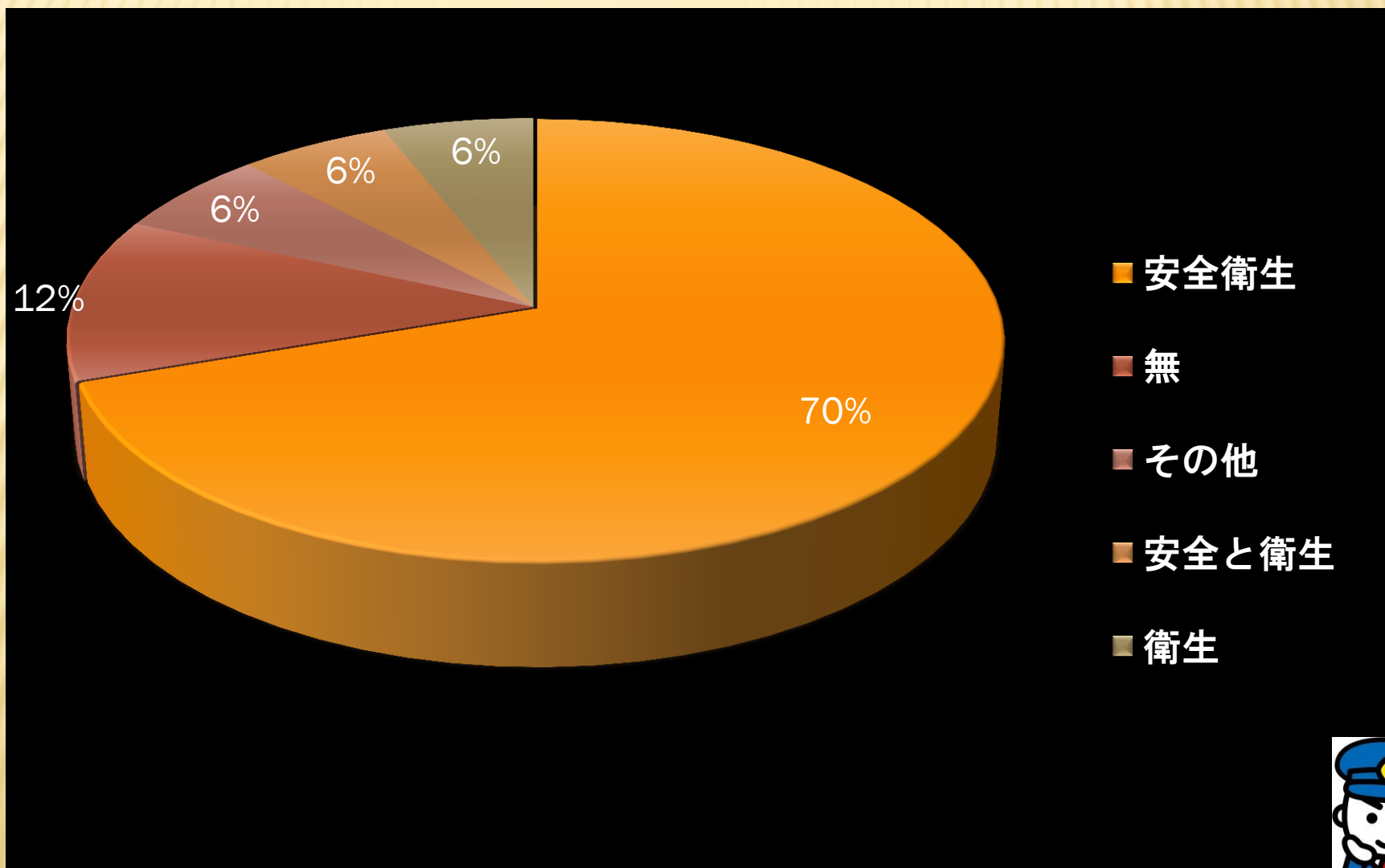
## 安全衛生委員会

安全委員会と衛生委員会は一緒にして安全  
衛生委員会としてもよい。

(安衛法第19条)

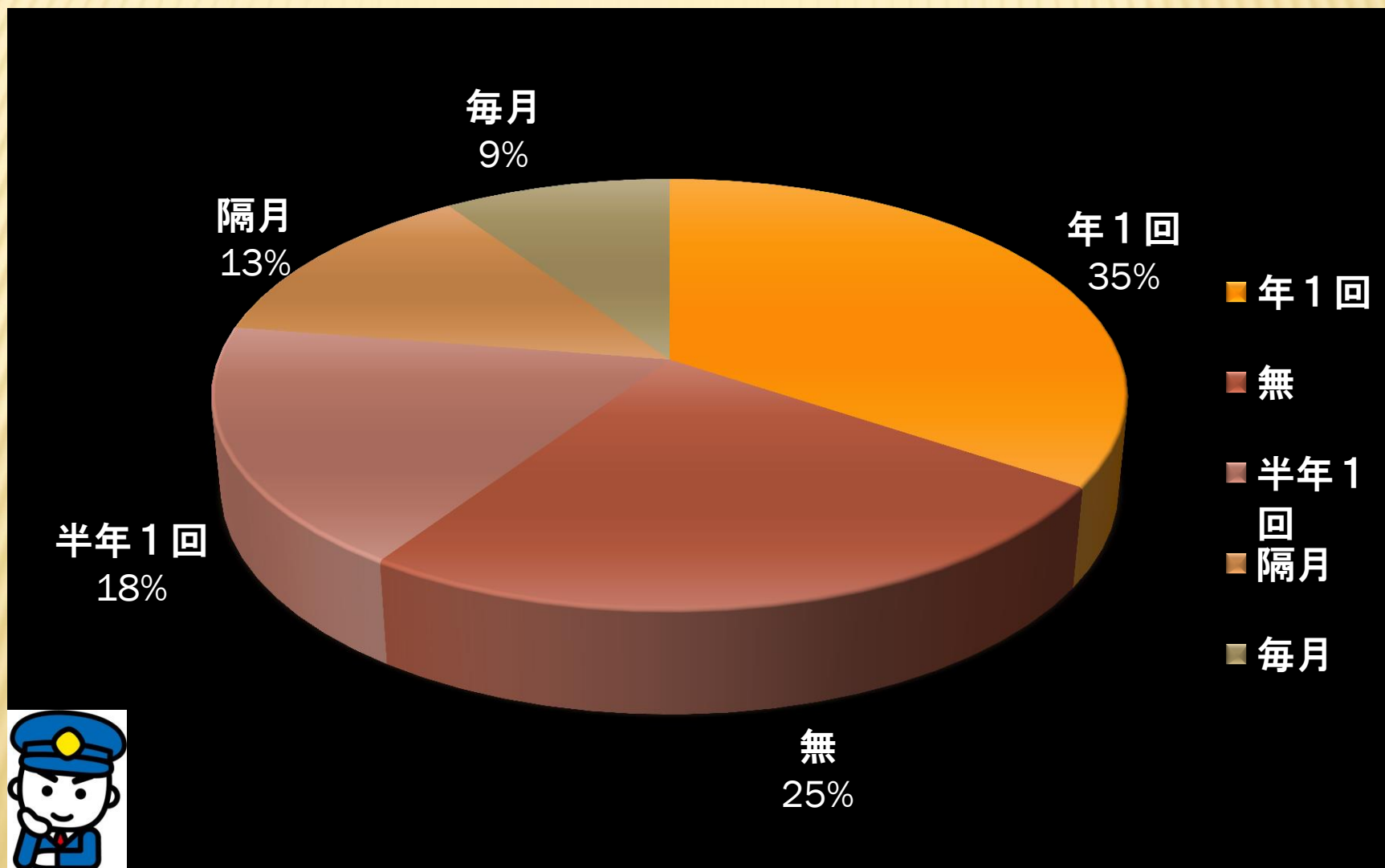
# 安全衛生委員会設置状況

(2014全消協労働条件調査)



# 安全衛生委員会**実施**状況

(2014全消協労働条件調査)



# 安全衛生推進者

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、次のとおり安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し（安衛則第12条の2）、その氏名を周知しなければならない。

- 安全衛生推進者 . . . 林・鋳・建設・清掃・製造・通信・電気・ガス・水道・熱供給・自動車整備業、機械修理業
- 衛生推進者 . . . . . その他の業種





# 安全・衛生委員会の法的位置付け

## 《長所》

- 各事業場に設置することになっており、安全・健康問題をその発生時点に近い所で取り上げられるので、きめ細かい対策を進めていくことができる。
- 少なくとも月1回以上開催できる。
- 労使対等の原則により運営できる。
- 労働時間内に活動できる。
- 多数決で物事を決めない原則に基づいているので、継続的な取り組みを進めていきやすい。
- 労使直接参加のもとで、積極的な職場改善を進めていきやすい。

## 《短所》

- 調査審議し意見を述べる機関であって、決定機関ではないため提案されたことを実現していく上で弱点を持っている。
- 話し合いに基づく委員相互の合意を基本としている為使用者の責任が曖昧にされたり、具体的な対策の合意に達せず、漠然とした懇談会に終わってしまう恐れがある。
- 衛生委員会の設置基準が、労働者が50人以上の職場となっており、労働災害が多発する小零細規模の事業場がカバーされていない。
- その結果、労働災害発生率の規模間格差は年々拡大傾向にある。



# 衛生委員会での調査・審議事項



## 安全衛生法第14条

- ① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- ② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること
- ④ ①～③のほか、労働者の健康障害の防止および健康の保持増進に関する重要事項

# 消防職場における安全衛生の課題



◎ 災害や事故が多種多様

◎ 国民の安全や安心を求めるニーズが高い

◎ 消防行政の充実とサービス向上を希求

◎ 消防職員の勤務条件、環境の改善、向上が必要

◎ 労働安全衛生法を無視しているような訓練、

勤務条件勤務環境が存在

◎ 緊張性の高い職場でありながら

職場環境は必ずしも快適とはいえない...

◎ 勤務時間が24時間体制で、日常生活的な生活にもかかわらず、

厨房、食堂、仮眠室、浴室、洗面所等は快適完備とは言えない...



# 安全衛生管理の課題

- ① 公務災害が発生してから安全衛生対策を講じている。
- ② 未然に災害を防止するという意識が欠けている。
- ③ 安全衛生対策が継続的に実行されていない。
- ④ 無災害だからとしても、その職場の安全衛生管理が徹底しているわけでない。
- ⑤ 安全衛生を担当する者がいない。  
又担当部署がない。



# 改善を具体化する4つのステップ

- 1 ...職場の良好事例を確認する！
- 2 ...実施可能な改善案を提案する！
- 3 ...改善計画について合意し、  
直ちに実施する！
- 4 ...改善の効果や影響を評価する！



# よくある質問

出張所は人数が少なくて委員会が設置できない？

規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うものとする。

(昭和47.9.18 基発91号)



あい言葉は！

釘（ゴミ）ひとつ

拾う心に

事故はなし！



# 快適な職場づくり



## 安全衛生委員会



協 議 会 活 動

